

「政治決着」の向こう側

菊池 純

平成28年度政府税制改正大綱で、消費税率引き上げに伴う低所得者対策として、平成29年4月に軽減税率制度を導入することとした。

東京会の4月の理事会で軽減税率の改正事項の説明が行われたとき、ある理事から「こんな事務手続きは事業者も税理士も対応できない、税理士会は軽減税率が導入されないように消費税率8%を維持するよう政府に働きかけて欲しい。」との意見が出た。

私も軽減税率は、事業者の事務負担の増加、適用対象品目の限定の困難性等で百害あって一利なしの制度だと思っている。多くの自民党議員も軽減税率導入に反対していたが、夏の参議院選に公明党の協力が必要という政治決着で導入を決めた。

自民、公明両党の議論は、低所得者救済を目指しているかのようなポーズをとっているが、応能負担ではなく、中小企業を苦しめ、格差を生む消費税そのものの基本的な欠陥については全く議論されていない。

さらに消費税率を8%に上げた時の景気の悪化を考慮すると、10%に引き上げれば、国民生活は立ちいかなくなるのでは。

財源がないと言いながら、企業に対しては法人税減税の方針を固め、莫大な内部留保には手を付けない。

税制改正は、格差拡大をどう食い止めるのか、「富の再分配」をどうするか、といった、そもそもの問題で真摯に議論を重ねるべきだ。

政治決着は、国民のための税制議論から一番遠いところにあると思う。

そういえば、23年税理士法改正も政治決着で、国民のための税理士制度とは程遠いところに投げ出されてしまった。

日税連が作成した平成24年9月の「税理士法に関する改正要望書」、税理士の資格に「弁護士・公認会計士は各々社会的に重要な使命を有する職業専門家であり、その使命及び専門性は税理士のそれと異なっている。使命が各々異なる専門職業に対する資格付与は、各々の専門性を問う試験を通じて行うことが原則である。税理士の資格付与にあたっては、その能力担保措置については、国民・納税者からみて妥当でなければならない。そこで、弁護士には会計学に属する科目に、公認会計士は税法に属する科目に合格することを原則とするな

ど、税務に関する専門性を問う能力担保措置を講じるべきである。」と述べ、制度論で改正要望をしている。

ところが、公認会計士会との政治決着で、公認会計士が税理士資格を取得するに当たって、公認会計士の資格以外の追加的な条件を付与することではなく、公認会計士登録をするまでの間に行われる実務補習を、税理士試験合格者と同程度の学識を修得することができる研修として位置づけることにより、実質的に現行の制度と何ら異動のない改正内容になってしまった。

「税理士法3条に関して更なる見直しを求めない。」という確認書のおまけつきで。

繰り返す。政治決着は制度論と一番遠いところにある。そして、東京青税は政治決着と一番遠いところにある団体だと強く思う。